

# 1 議 事 日 程（第3日）

（平成29年第3回有田川町議会定例会）

平成29年9月20日

午後9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第42号 平成29年度有田川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第43号 平成29年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第44号 平成29年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第45号 平成29年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第46号 平成29年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第47号 平成29年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第48号 平成29年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第49号 平成29年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第66号 平成28年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議案第67号 有田川町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第68号 有田川町農業委員会の委員及び有田川町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第69号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第13 議案第70号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第16 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
6番	殿 井 堯	7番	佐々木 裕 哲
8番	岡 省 吾	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘
13番	湊 正 剛	14番	増 谷 憲
15番	橋 爪 弘 典	16番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（2名）

5番	森 本 明	9番	森 谷 信 哉
----	-------	----	---------

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番	小 林 英 世	14番	増 谷 憲
----	---------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	早 田 好 宏
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	鈴 木 幸 敏
総 務 課 長	竹 中 幸 生	企画財政課長	中 屋 正 也
教育委員長	堀 内 千 佐 子	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	一 ツ 田 友 也	書 記	林 美 穂
---------	-----------	-----	-------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

5番、森本明君、9番、森谷信哉君から欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 議案第42号……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、議案第42号、平成29年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第42号について質疑をさせていただきます。6点にわたってさせていただきます。

まず、歳出の31ページに環境衛生費のイベント等開催委託料の予算が組まれています。これの具体的な内容について御説明いただきたいと思います。

2つ目に、33ページの上水道施設費の、飲料水供給施設整備事業補助金100万7,000円の事業説明、既存の施設の更新なのか、そして全体事業費と地元負担額、工期はどうなっているか御説明をいただきたいと思います。

3点目、35ページの農業振興費の修繕料144万9,000円とありますけれども、事業費の内訳、全体事業費とか営農栓の移転だと思うんですが、その説明をお願いしたいと思います。

それから、35ページの畜産業費の畜産経営環境整備事業補助金204万3,000円の内訳について御説明をいただきたいと思います。

5点目、45ページの災害対策費、備品購入費28万3,000円とありますが、これの具体的な内容について御説明をいただきたいと思います。

最後、6点目、同じく45ページの事務局費の消耗品費20万円の具体的な御説明をいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

おはようございます。

それでは増谷議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の環境衛生費のイベント等開催委託料の具体的な内容についてですが、これは環境省による地方公共団体と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業に採択されたことにより、2つのイベントの開催を計画しております。1つ目は女性を対象の中心とした健康的で環境に配慮した暮らしを学ぶ講座を開催するものです。日常の暮らしについてエコな知識はもちろんのこと、地球に優しい暮らしを食の要素なども交えながら学ぶことのできるイベントを開催するものです。

2つ目としましては、子ども向けにエコ照明や電気自動車の模擬キットの実験を交えながら、環境省の提唱する温暖化、気候変動に向けた対策普及啓発イベントを開催するものでございます。

2点目の飲料水供給施設整備事業補助金について説明させていただきます。現在、

日物川地区では30戸、52人が利用している飲料水供給施設がございますが、配水タンクが低い場所にあるため、場所によっては水圧が低く、また1戸については全く水が出ない状態となっております。今回、配水タンクを現在の場所より高い位置に設置する改良工事を行うものです。全体事業費は125万9,000円で、そのうちの80%の100万7,000円を補助し、地元負担金は20%の25万2,000円となっております。工期については日物川水道組合によりますと、約2カ月を予定しているとのことでした。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

おはようございます。

それでは、私のほうから増谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず、35ページ、144万9,000円の修繕料であります。事業費の内訳といたしまして、施設内の工事費74万401円、それから給水管の引き込み工事費として26万6,612円、機械費、燃料費といたしまして13万5,000円、それに対します諸経費といたしまして19万8,850円、消費税が10万7,269円、合計で144万8,132円となりまして、修繕料144万9,000円を上げさせていただきます。

続きまして、35ページの畜産経営環境整備事業補助金204万3,000円に係ります事業費の内訳でございます。この事業につきましては3件の事業がございます。3件ともに家畜のふん尿処理、それから堆肥の製造等に使用する機械の購入費となっております。1件目につきましては、フォークリフトの購入費といたしまして92万円、それに対する補助金は46万円であります。2件目、ショベルドーザーの購入費といたしまして259万2,000円、それに対する補助金は129万6,000円でございます。3件目、ミニ運搬車の購入費用といたしまして57万2,400円、補助金は28万7,000円となっております。補助金合わせて204万3,000円となっております。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきたいと思っております。

災害対策費の備品購入費28万3,000円の内容でございますが、災害対策用のドローンを購入いたしたいと。そのための費用でございます。

○議長（湊 正剛）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

45ページ、事務局費の消耗品の20万円の具体的な内容でございますが、地元産ミカンを購入、給食等に利用し、食育や地産地消、消費拡大を目的として、町内保育所、小中学校に配付する費用をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷、再質疑をさせていただきます。

35ページの農業振興費の修繕料の営農栓の問題なんですけども、これは移転先は石垣公民館の隣とお聞きしていたんですが、それでいいのかどうか。供用開始はいつごろなのかという点を伺いたいのと、45ページの災害対策費のドローン購入費にかかわってですが、これは大変神経質なところもありまして、気を使わなきゃならない点もあると思うんですが、ドローンを使って災害の状況をつかむということなんですけど、実際、現場にいろんな組織、団体が入ってきて、捜索救助機の安全確保の観点から、そういうのが入っていたら自由に飛行できない問題とか、ドローンは包括許可でもあるということから、空撮するメリット、デメリット、リスクの検討が要るんじゃないか。異臭がするときには、空撮を控えるべきだということも言われていますし、昨年NPOの情報セキュリティ研究所が、田辺市消防本部と連携して実証実験を行っている聞いております。これには株式会社ブイキューブロボティクス・ジャパンというのがかかわっておりますが、いずれにしても災害現場ですから、神経質な部分が出てきます。ですから、ドローンを使うに当たってはいわゆる飛行マニュアルの作成、どういう場合にどういうふうに飛ばすのかなど。そして、また損害賠償の問題も出てこないかなど検討する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどうなのかという点を再度お聞きしたい。

もう1つ、事務局費の消耗品費の20万円、ミカンを出していただくということなんですけども、何回ぐらいを想定されているのか、再度お答えいただきたいと思いません。

以上です。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

営農栓につきましては、議員おっしゃるとおり、石垣地区公民館横の町有地に設置ということになっております。工期につきましては、まだこの議会を通していただいてから工期については考えたいと思っておりますが、今後の給水に支障のないように

工期配分したいと考えております。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ドローンの関係についてですけれども、たしかにいろいろな状況の中で国土交通省のほうに届け出が必要であったりとか、いろいろな問題はあることは聞かせてもらっております。そういうふうなことの中で職員の専門的な研修も受けていかないかと考えておまして、その費用も今回、予算の中で計上させていただいておるところでございます。

○議長（湊 正剛）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

1回の配付を考えております。

以上です。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後の質疑をさせていただきますけども、ドローンの関係なんですけども、だから結局、いろんなそういうのが想定されますから、マニュアル等につくられるんですか、つくらないんですか。その点だけ確認させてください。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

マニュアルの作成も検討していきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

暫時休憩してください。

○議長（湊 正剛）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 09時42分

再開 09時44分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第43号……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、議案第43号、平成29年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第44号……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、議案第44号、平成29年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第45号……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、議案第45号、平成29年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第46号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、議案第46号、平成29年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）



質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第47号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、議案第47号、平成29年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第48号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、議案第48号、平成29年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第49号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、議案第49号、平成29年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第66号……………

○議長（湊 正剛）

日程第9、議案第66号、平成28年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案は決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、佐々木裕哲君。

○決算審査特別委員長（佐々木裕哲）

7番、佐々木です。

議長の許可をいただきましたので、平成28年度有田川町水道事業会計決算審査委員長報告を行います。

去る9月4日の本会議において付託されておりました、議案第66号、平成28年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定の件について、9月14日に委員会を開催し、説明員として建設環境部長及び課員3名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告を行います。

11ページの水道事業報告書に記載の平成28年度における水道事業の業務概要につきましても、給水件数が6,481件で、79件の増加で、率では対前年比1.2%増加し、また、給水人口は1万6,140人で、昨年度から92人の増加となりました。総有収水量は前年度に比べ22万8,000立方メートル増加し、234万6,000立方メートルと、対前年度比10.8%増加しております。

また、平成28年度の収支状況は、3ページの損益計算書にありますように、当年度純利益が1億5,776万6,000円で、黒字決算となり、前年度の繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加算しますと、当年度未処分利益剰余金は、3億4,925万3,000円となりました。

営業収支の内訳については、16ページ、17ページの事業収入に関する事項及び事業費に関する事項にありますように、給水収益などの営業収益が前年度より、3,123万4,000円の増収となり、営業費用については、前年度に比べ1,171万7,000円減少、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、4,295万1,000円の増益となっております。

1ページの決算報告書の欄外に記載しておりますが、資本的な事業については、支出に対し収入が2億9,140万2,000円不足しましたので、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、積立金取崩額で補てんしております。

また利益剰余金の処分については、5ページの剰余金処分計算書案は、資本金に1億8,600万円を、建設改良積立金に1億6,000万円を計上し、残りは翌年度へ繰り越すこととしております。

続いて企業債についてですが、25ページの企業債明細書にありますように、平成28年度の償還金については、当該年度償還高は、7,195万8,000円でした。

平成28年度末の企業債未償還残高は、6億7,457万4,000円と、昨年度に比べ7,195万8,000円の減少となりました。これについては、今年度の建設改良事業の財源に充てるための企業債を発行しなかったことによるものです。

次に、28ページの経営分析表を見ますと、12番に記載されています供給単価は163円38銭で、13番の給水原価の106円93銭を上回っていることから、料金収入のみで必要経費が賄われており経営状況も良好でした。今後も経営効率を重視

し、老朽管などの更新についても計画的に実施し、有収率を高い水準で維持するよう要請しております。

次に、未収金についてですが、水道料金の滞納は水道利用者全体に負担をかけ、公平公正の観点からも、断固たる態度で未収金回収のために、給水停止を含め厳正な対応で臨んでいただきたく思います。

最後に、良好な経営状況も水道料金を納めてくれる町民の皆様あってこそとの認識に立ち、長期的な展望により水道使用料に関する検証をお願いするとともに、災害時の対応も含め、今後とも安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを要望いたします。

以上が審査の経過であります。平成28年度有田川町水道事業会計の決算については、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここに御報告申し上げます。よろしく御審査の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（湊 正剛）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定するものです。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

……………日程第10 議案第67号……………

○議長（湊 正剛）

日程第10、議案第67号、有田川町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

特別職報酬等審議会条例の一部改正なんです、確認させていただきたいんですが、つまり改正するということは、報酬額をどうするかということも含めての今後の提案になってくるんでしょうか。その点を御説明いただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

特別職報酬等審議会につきましては、今回の件につきましては、教育長が特別職になるということで、報酬額が変わる、変わらないに関係なしに、新たに特別職になるということでもございます。そういうことの中で報酬審議会のほうで審議をしていた、と、いう必要がある点から、今回条例の改正をさせていただくものでございます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度、質疑をさせていただきます。となりますと、次の議会で提案されることになるんですか。もう一度確認させてください。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

新教育長が発足するまでに行わなければいけないということになってきますので、今、現在、我々の中では12月議会のほうに提案できるように、事務を進めておるところでございます。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第68号……………

○議長（湊 正剛）

日程第11、議案第68号、有田川町農業委員会の委員及び有田川町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第68号について質疑をさせていただきます。9項目出しておりましたが、1番目の1項目はもう質疑しませんので、2項目から質問させていただきます。地番変更などで農地を見に行くのは、農地利用最適化推進委員になるのかどうかという点です。

次に、地目変更の申請で、決定されるまでの期間は今までどおりに行かないのではないかと思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。農業振興地域指定との関係ではいかがでしょうか。

次に、3つ目、農業委員会の公選制を廃止することになっていますが、町長、議会の議決を得て任命するようになってはいますが、町長によっては判断が迷うところも出てきますが、これは町長が任命することになるので、確認させてください。

次、農業者からの権利は引き続いてできるのかどうか、確認させてください。

その次に、農地利用最適化というのは具体的に当町ではどういうことになるのか伺いたいと思います。

その次に、農業委員の半数は認定農業者でなければならないとなっていますが、認定農業者には株式会社もなれることから企業参入も可能ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、農地は農地中間管理機構に集められることになるのではないかなと思います。が、いかがでしょうか。

最後、農業委員会の活動がわかるよう、農業委員会だよりを発行していただきたい。もしくはホームページなどで農業委員会の活動を紹介してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

それでは、増谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず1つ目につきまして、議員のおっしゃるとおり、農地利用推進委員さんが現場

確認を行いまして、農業委員会の総会において農業委員に対し説明を行い、案件が決定されることとなりますが、総会当日におきましては3名1班としての農業委員の方も現地確認委員として現地の確認を行うこととなります。

それから、2つ目の質疑でございます。地目変更の申請ほか、その他案件につきましても、決定されるまでの期間につきましては、現在とほぼかわりはありません。

それから、農業振興地域の指定につきましても、現行どおりとなります。

3つ目の質疑に対しましては、3人以上から推薦、それから公募により人員を決定いたします。定数を超えた場合は農業委員候補者評価委員によりまして選出し、町議会におきまして人事議案を提出、議会からの同意をいただくということになりますので、町長の恣意的任命は行えないものとなっております。

4つ目の質疑、農業者からの意見等につきましては、直接、推進委員さんからの聴取等を行うこととなっております。今まで以上に農業者からの意見を聞くことができると思います。農業振興にもつなげられると考えております。

5つ目の質疑、農地利用最適化への具体的な取り組みにつきましては、農地の貸借について個々の農業者では難しいことを農業委員会といたしましては、受け身とならず積極的に行うことと考えております。また、集落、地域での話し合いや相談を地元に着した形で、現場指導、活動を行いまして、農地の有効利用の意義、重要性を地域に伝えていきたいと考えております。

6つ目の質疑につきましては、議員のおっしゃるとおり、株式会社等、企業の参入も可能であると思っております。

7つ目の質疑、担い手への農地等の利用の集積、集約化や遊休農地の発生防止、解消を進めるため、推進委員と農地中間管理機構が互いに連携し、地域の農業者、地権者等の話し合いの推進や、貸し手の掘り起こし等を行うこととなっておりますが、全ての農地が中間管理機構に集められるということではございません。

最後の質疑に対しましては、広報、それからホームページによりまして、できる限り活動報告ができるよう、今後、取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。

議案第68号に反対の立場から討論させていただきますが、この条例は、ただ町が決めたものではなく、国が法律を改正してできたものですから、何とも言いがたいものがありますが、討論をさせていただきます。

まず、この改正を進めてきた経過であります。規制改革会議において、そのメンバーの多くを財界人が占め、農業関係者が全く参加せず論議されている点であります。

2点目は、目的規定から農民の地位の向上に寄与する業務から、農業、農民に関する意見の公表、建議を削除することは、農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化、流動化のみを行う、行政の下請機関になりがちになってしまいます。

第2に、農地を所有できる法人に要件を緩和し、企業による農業農地を所有できることになってしまいます。例えば、2009年には企業はリース方式で農業に参入することが可能になりましたが、これによって1,060社の株式会社が参入し、この時点で90社が撤退しています。このように企業が参入してきて、家族農業が壊され、農地制度の根幹から崩される可能性があります。

つまり、農業委員会を構成する認定農業者には株式会社もなれることから、企業が農業委員会に参入できることとなります。農地利用最適化推進委員会は農地の集積、集約が役割となり、農地の最適化の名のもとに、農地は農地中間管理機構に集められ、機構を通じて、代々守り続けてきた農地が、地域を知らない企業等に預けることとなります。借り手企業等にとっては優良農地が初期投資も安く借り受けられ、大変大きな利益を上げられることとなります。農地の貸し出し先は地域の農業者等、農外からの参入企業を公平な扱いを求めています。また、青年就農希望者よりも販売力、資金調達力のある企業経営が優先されることとなります。中山間地域などの耕作放棄地など、貸し出し先が見込めない農地を抱えれば、財政負担となり、借り入れの対象から排除し、引き受けた農地も一定期間、貸し出し先が見つからない場合には消費者に戻すことになりかねません。

以上の理由により、反対討論とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。



よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第69号……………

○議長（湊 正剛）

日程第12、議案第69号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第70号……………

○議長（湊 正剛）

日程第13、議案第70号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしく申し上げます。

……………日程第15 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第15、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしく願います。

……………日程第16 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第16、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしく願います。

……………日程第17 議員派遣の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしく願います。

……………日程第18 議長への委任について……………

○議長（湊 正剛）

日程第18、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第3回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時15分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            湊            正            剛

2番議員            小            林            英            世

14番議員            增            谷            憲